

(4) 整備資格面積

※ 整備資格面積・・・ 学級数に応ずる必要面積から保有面積を控除した面積。
 新增築の国庫補助対象となる面積である。

必要面積・・・ 文科省の基準により、学級数等に応じて算出される、
 教育を行うのに必要な最低限の面積。

校舎及び屋内運動場の整備資格面積は、表4のとおりである。

校舎の整備資格面積は、必要面積の基準改定が行われた平成9年度は大幅に増加したものの、その後は減少を続けた。平成15年度から整備資格面積に多目的スペースの面積が算入されることとなったため、小学校校舎の整備資格面積は一時的に増加したが、令和2年度まで減少の傾向が続いている。令和2年度においては、対前年度比6.8%減少となった。中学校については、8.3%の減少となった。

屋内運動場の整備資格面積は、平成9年度から徐々に減少しており、令和2年度においても、小学校で対前年度比7.4%減少しており、中学校では0.8%増加となった。

なお、屋内運動場の保有状況は、表5のとおりである。

表4 整備資格面積の推移

(%・m²)

区 分		年 度						
		26	27	28	29	30	1	2
小学校	校 舎	(6.8)	(6.7)	(6.6)	(6.6)	(6.6)	(6.5)	(-)
		6.0	5.9	5.5	5.5	5.0	4.9	4.6
	85,083	82,317	76,350	75,830	67,384	65,159	60,734	
	屋 体	(21.5)	(21.3)	(21.1)	(21.0)	(20.9)	(20.6)	(-)
20.4		19.8	19.3	18.9	18.4	17.9	17.1	
		78,182	74,629	72,287	69,894	66,953	64,090	59,335
中学校	校 舎	(4.3)	(4.2)	(4.1)	(3.9)	(3.7)	(3.6)	(-)
		2.3	2.4	2.1	2.2	1.8	2.0	3.5
	17,189	17,960	15,514	16,036	12,925	14,016	12,856	
	屋 体	(15.9)	(15.9)	(15.6)	(15.5)	(15.4)	(15.0)	(-)
13.4		13.5	12.7	12.3	12.2	11.7	13.0	
		26,690	26,445	24,564	23,241	23,080	22,134	22,310

(注) 中段の数値は、必要面積に対する整備資格面積の割合であり、上段()数値は全国の比率である。(令和2年度は12月末時点で未発表のため掲載していない)

表5 屋内運動場の保有状況

区 分	保有校数		未保有校数		計	
	校	%	校	%	校	%
小 学 校	(19,079)	(97.7)	(444)	(2.3)	(19,523)	(100.0)
	348	99.1	3	0.9	351	100.0
中 学 校	(9,196)	(96.9)	(298)	(3.1)	(9,494)	(100.0)
	153	98.7	2	1.3	155	100.0
計	(28,275)	(97.4)	(742)	(2.6)	(29,017)	(100.0)
	501	99.0	5	1.0	506	100.0

(注) 上段()数値は全国の数値である。(令和元年度の値)